

令和7年小樽市議会第1回定例会提出予定議案

(予算議案)

- 議案1 令和7年度小樽市一般会計予算
- 議案2 令和7年度小樽市港湾整備事業特別会計予算
- 議案3 令和7年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計予算
- 議案4 令和7年度小樽市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案5 令和7年度小樽市介護保険事業特別会計予算
- 議案6 令和7年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議案7 令和7年度小樽市病院事業会計予算
- 議案8 令和7年度小樽市水道事業会計予算
- 議案9 令和7年度小樽市下水道事業会計予算
- 議案10 令和7年度小樽市産業廃棄物等処分事業会計予算
- 議案11 令和7年度小樽市簡易水道事業会計予算
- 議案12 令和6年度小樽市一般会計補正予算(先議分)
- 議案13 令和6年度小樽市一般会計補正予算
- 議案14 令和6年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算
- 議案15 令和6年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算
- 議案16 令和6年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 議案17 令和6年度小樽市下水道事業会計補正予算

(条例案その他の議案)

議案18 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例案

刑法の一部改正（令和4年6月17日公布、令和7年6月1日施行）に伴い、所要の改正を行うもの

《改正内容》

法改正に伴い、以下の条例中の「懲役」及び「禁錮」の文言を、「拘禁刑」に変更する。

<改正前>

懲役	刑事施設に拘置して所定の作業を行わせる。
禁錮	刑事施設に拘置する。



<改正後>

拘禁刑	刑事施設に拘置する。 改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる。
-----	---

《改正条例》

- ・ 小樽市情報公開・個人情報保護審査会条例
- ・ 小樽市個人情報保護法施行条例
- ・ 小樽市職員給与条例
- ・ 小樽市職員恩給条例
- ・ 小樽市職員退職手当支給条例
- ・ 小樽市公害防止条例
- ・ 小樽市公設水産地方卸売市場業務条例
- ・ 小樽市ラブホテル建築規制条例
- ・ 小樽市消防団条例
- ・ 小樽市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例

施行期日 令和7年6月1日

議案19 小樽市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例案

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の一部改正（令和6年6月7日公布、令和7年4月1日施行）に伴い、所要の改正を行うもの

《改正内容》

法改正に伴い、引用条項の変更を行う。

施行期日 令和7年4月1日

議案20 小樽市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正（令和6年5月31日公布、令和7年4月1日施行）に伴い、育児を行う職員に係る時間外勤務の制限の対象となる子の範囲を拡大するとともに、国家公務員に準じ、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備に関する措置等を講じるもの

《改正内容》

- ① 時間外勤務の制限の対象となる子の範囲の拡大
職員から請求があった場合に時間外勤務をさせない職員の範囲を、「3歳に満たない子を養育する職員」から「小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員」へと拡大
 - ② 仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備
 - ア 介護を申し出た職員に対する個別の周知・意向確認
 - イ 40歳に達した職員に対する制度の周知
 - ウ 勤務環境の整備（研修実施、相談体制等）
- 施行期日 令和7年4月1日

議案21 小樽市職員給与条例等の一部を改正する条例案

令和6年人事院勧告による国家公務員の給与改定に準じ、昇格時における給料月額の上昇幅を拡大するとともに、扶養手当の見直しを行うほか、暫定再任用職員に対して住居手当及び寒冷地手当を新たに支給するなど、給与制度の見直しを行うもの

《改正内容》

- ① 小樽市職員給与条例の一部改正（正規職員関係）
 - ア 昇格時における給料月額の上昇幅を拡大
昇格時における給料月額の水準を引き上げるため、3級以上の号俸数を減らして初号の額を引き上げる。
 - イ 昇給制度の改正
行政職給料表の7級の職員の昇給の号俸数の標準を、6級までの職員に合わせて3号俸から4号俸に変更するとともに、8級の職員については、原則、昇給しないこととする。
 - ウ 扶養手当の見直し
配偶者に係る扶養手当の廃止及び子に係る扶養手当の引上げを、以下のとおり段階的に実施する。

《令和6年人事院勧告による各年度の扶養手当の支給額》

(単位：円)

扶養親族		令和6年度	令和7年度	令和8年度以降(予定)
配偶者	行政職給料表7級以下	6,500	3,000	(支給なし)
	行政職給料表8級	3,500	(支給なし)	(支給なし)
子		10,000	11,500	13,000

- エ 住居手当の規定の整備
配偶者が扶養手当の支給対象外となることに伴い、住居手当の支給対象となる扶養親族について、規定の整備を行う。
- オ 通勤手当の支給限度額の引上げ
通勤手当の支給限度額を55,000円から150,000円に引き上げる。
- カ 単身赴任手当の支給対象者の拡大
割愛採用等で引き続き給料表の適用を受ける者だけでなく、競争試験等で新たに給料表の適用を受ける者も支給対象とする。

キ 期末手当・勤勉手当の支給割合の均等化

令和7年度から両手当の支給割合を、以下のとおり均等化する。

《令和6年人事院勧告による期末手当・勤勉手当の均等化》

(単位：月分)

令和6年度 (現行)	6月			12月			合計
	期末	勤勉	小計	期末	勤勉	小計	
正規職員	1.225	1.025	2.25	1.275	1.075	2.35	4.60
暫定再任用	0.6875	0.4875	1.175	0.7125	0.5125	1.225	2.40
令和7年度 以降	6月			12月			合計
	期末	勤勉	小計	期末	勤勉	小計	
正規職員	1.25	1.05	2.30	1.25	1.05	2.30	4.60
暫定再任用	0.70	0.50	1.20	0.70	0.50	1.20	2.40

- ② 小樽市職員給与条例の一部を改正する条例の一部改正（暫定再任用職員関係）
- ア 住居手当及び寒冷地手当の支給（正規職員と同額）
- イ 期末手当・勤勉手当の支給割合の均等化
令和7年度から両手当の支給割合を、①キの表のとおり均等化する。
- ③ 小樽市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正（病院局職員関係）
- ア 扶養手当の見直し
配偶者に係る扶養手当を段階的に廃止する。
- イ 住居手当の規定の整備
配偶者が扶養手当の支給対象外となることに伴い、住居手当の支給対象となる扶養親族について、規定の整備を行う。
- ウ 単身赴任手当の支給対象者の拡大
割愛採用等で引き続き給料表の適用を受ける者だけでなく、競争試験等で新たに給料表の適用を受ける者も支給対象とする。
- ④ 小樽市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例の一部改正（水道局及び病院局の暫定再任用職員関係）
住居手当及び寒冷地手当の支給（正規職員と同額）
施行期日 令和7年4月1日

議案22 小樽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

会計年度任用職員の処遇改善を図る目的で、その勤勉手当の支給割合を正規職員と同様の支給割合に引き上げるとともに、期末手当の支給割合を均等化するもの

《改正内容》

以下の表のとおり、令和7年度から期末手当の支給割合を均等化し、及び勤勉手当の支給割合を引き上げる。

	期末手当		勤勉手当		年間
	6月	12月	6月	12月	
令和6年度(現行)	1.225月	1.275月	0.525月	0.575月	3.6月
令和7年度以降(改定後)	1.25月	1.25月	1.05月	1.05月	4.6月

施行期日 令和7年4月1日

議案23 小樽市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案

国家公務員退職手当法等の一部改正（令和6年5月17日公布等、令和7年4月1日施行等）に準じ、失業者の退職手当の支給に係る改正を行うほか、所要の改正を行うもの
《改正内容》

① 失業者の退職手当の支給に係る改正

- ア 雇用保険の就業促進手当の支給条件に従い支給する退職手当の支給対象者を、雇用保険と同様に「職業に就いた者」から「安定した職業に就いた者」に変更する。
- イ 雇用保険の地域延長給付の支給条件に従い支給する退職手当の支給対象となる離職時期について、雇用保険と同様に2年間延長する（「令和7年3月31日」→「令和9年3月31日」）。

② 所要の改正

文言整理

施行期日 令和7年4月1日

議案24 小樽市税条例及び小樽市宿泊税条例の一部を改正する条例案

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正（令和6年6月7日公布、令和7年4月1日施行）に伴い、所要の改正を行うもの
《改正内容》

法改正に伴い、以下の条例の引用条項の変更を行う。

《改正条例》

- ・ 小樽市税条例
- ・ 小樽市宿泊税条例

施行期日 令和7年4月1日

議案25 小樽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

基準府令（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準）の一部改正（令和6年11月29日公布、令和7年4月1日施行）に伴い、改正後の基準府令のとおり適用するもの
《基準府令の改正内容》

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 家庭的保育事業者等における食事の提供の特例該当事業者基準の見直し
利用乳幼児に対する食事の提供を家庭的保育事業所等外で調理して搬入する方法により行う際に求めている「栄養士による必要な配慮」について、「栄養士又は管理栄養士による必要な配慮」とする改正が行われた。 |
|--|

施行期日 令和7年4月1日

議案26 小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

国民健康保険法施行令の一部改正（令和7年2月7日公布、同年4月1日施行）に伴い、保険料に係る賦課限度額を改定するとともに、保険料軽減の対象となる所得の基準額を引き上げるほか、保険料の賦課割合を変更するもの

《改正内容》

① 保険料賦課割合の改定

北海道から示されている標準保険料率に近づけるため、被保険者に係る基礎賦課総額、後期高齢者支援金等賦課総額及び介護納付金賦課総額に対する保険料賦課割合を改定する。

	現行	改正後	標準保険料率賦課割合 (※目標値)
応能割(所得割)	42	41	38
応益割 (均等割 + 平等割)	58 (34 + 24)	59 (34 + 25)	62 (36 + 26)

② 基礎分及び後期高齢者支援金等分の賦課限度額の改定

法定限度額に合わせるため、基礎分及び後期高齢者支援金等分の賦課限度額を引き上げる。

	改正前	改正後	7年度法定額
基礎分	65万円	66万円	66万円
後期高齢者支援金等分	24万円	26万円	26万円
介護納付金分	17万円	17万円	17万円

③ 保険料の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得の見直し

保険料の応益分(均等割・平等割)について、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得を引き上げる(被保険者等の数に乗ずる額を、5割軽減:29万5,000円→30万5,000円、2割軽減:54万5,000円→56万円)。

施行期日 令和7年4月1日

議案27 小樽市建築基準法施行条例の一部を改正する条例案

建築基準法施行令の一部改正(令和6年4月19日公布、令和7年4月1日施行)に伴い、木造建築物の柱の小径及び必要壁量についての基準を改めるもの

《改正内容》

① 木造建築物の柱の小径及び必要壁量についての基準の見直し

国が定める算定式である「固定荷重と積載荷重の和」に加え、「積雪荷重」の考慮の仕方を改正するもの

② 既存不適格建築物の増改築をする場合の制限の緩和

既存の建築物を増改築する場合、建築物の既存部分について、構造耐力上の影響がないときは、①の「積雪荷重」の付加は適用しない。

施行期日 令和7年4月1日

議案28 小樽市公共船客待合所条例の一部を改正する条例案

港湾室庁舎内の内航船客公共待合所を、同庁舎の解体に伴い、一旦廃止し、その後、令和7年度に供用開始を予定している小樽港観光船ターミナル内に再設置するもの

《改正内容》

① 小樽市内航船客公共待合所を廃止

② 小樽市内航船客公共待合所を「小樽市港町4番1号」に再設置

施行期日 ①は令和7年6月1日、②は規則で定める日

議案29 小樽市水道布設工事監督者を配置する工事及び当該監督者の資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案

建設業法施行令の一部改正（令和6年12月11日公布、同月13日施行）に伴い、所要の改正を行うもの

《改正内容》

法改正に伴い、引用条項の変更を行う。

施行期日 公布の日

議案30 小樽市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例案

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正（令和6年12月27日公布、令和7年4月1日施行）に伴い、退職報償金支給額の勤務年数による区分を改定するもの

《改正内容》

処遇改善を図るため、退職報償金支給額表の勤務年数の区分に「35年以上」の区分を追加する。

施行期日 令和7年4月1日

議案31 工事請負契約について

工事名称 手宮公園競技場トラック等改修工事

契約金額 2億1,175万円

契約の相手方 小樽市緑1丁目5番1号

阿部・都市開発共同企業体

議案32 工事請負契約について

工事名称 公営住宅建替工事（塩谷B住宅）

契約金額 9億5,700万円

契約の相手方 小樽市緑1丁目5番1号

阿部・近藤共同企業体

議案33 市道路線の認定について

（路線名） 梅広線

【資料1】

議案34 市道路線の変更について

（路線名） 朝里川温泉橋通線

【資料2】

（報 告）

・ 専決処分報告

令和6年9月30日に発生した市営銭函住宅2号棟内における排水管の腐食による家財等の損傷事故に係る損害賠償について、令和7年1月31日に専決処分したもの

賠償額 24万9,343円（家財等弁償費）

発生場所 小樽市銭函2丁目18番 市営銭函住宅2号棟内

- ・ **専決処分報告**

令和6年10月30日に発生した財政部の公用車による車両損傷事故に係る損害賠償について、令和7年2月14日に専決処分したもの

賠償額 43万512円（車両修理費等）

発生場所 小樽市色内2丁目2番付近

- ・ **専決処分報告**

教育委員会が令和6年4月8日から同月12日まで任用前の教諭に担任業務等を行わせたことによる損害賠償について、令和7年2月14日に専決処分したもの

賠償額 5万7,721円（給与相当額）

（追加送付予定議案）

- ・ **工事請負契約について**

公営住宅建替機械設備工事（塩谷B住宅）の請負契約を締結するもの…2/17入札予定

- ・ **工事請負契約について**

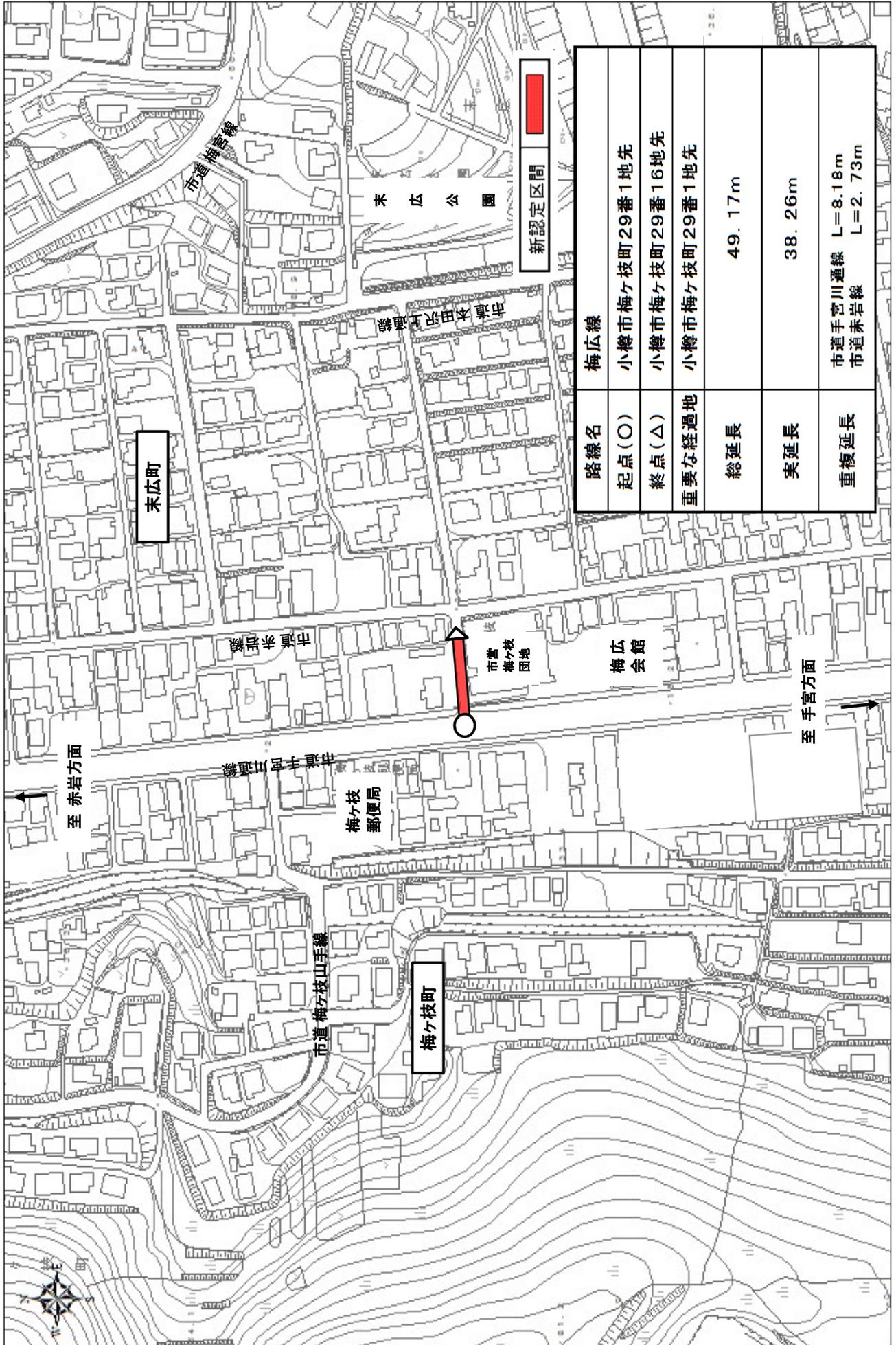
後志共同消防指令センター整備工事の請負契約を締結するもの…2/17入札予定

（追加予定議案）

- ・ **小樽市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案**

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正（2月21日公布予定）に伴い、補償基礎額を改定するもの

新認定 梅広線



路線変更 朝里川温泉橋通線

